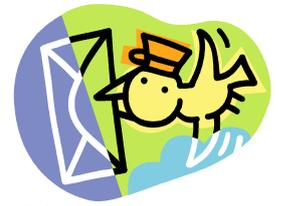


コラム～安全だより～

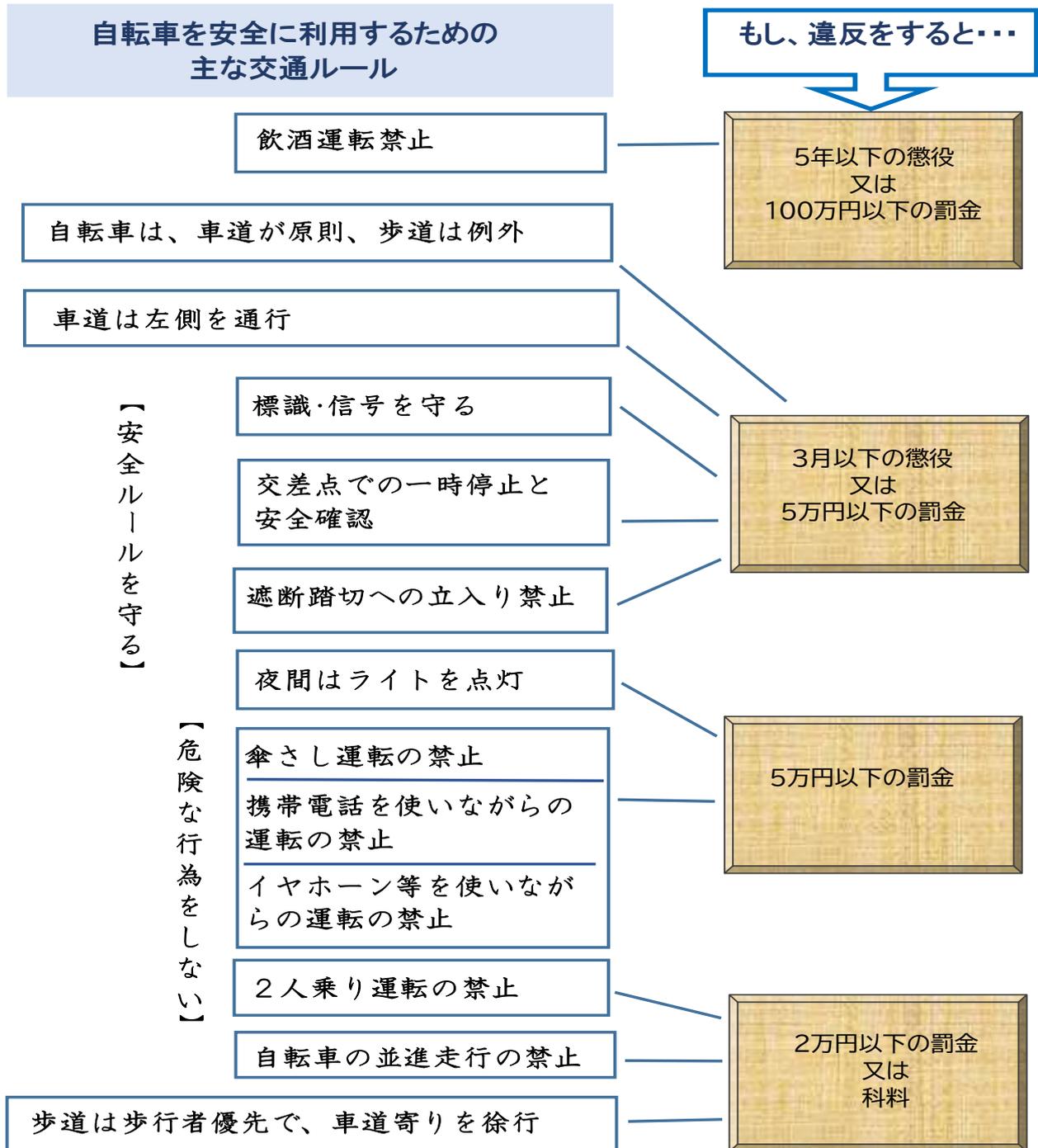


●令和4年5月（通算第113号）

自転車は、道路交通法では「軽車両」。自転車を運転するときには、自動車の運転とおなじように、守るべき交通ルールがあり、ルールを無視した運転をすれば道路交通法違反として、罰則が定められています。

発行：
公益財団法人東京しごと財団
(東京都シルバー人材センター連合)

自転車の交通ルール違反にも 罰則があります！



懲役はもちろん、罰金と料料は刑罰のひとつなので前科として記録が残ります。